01 言語としての手話の理解と普及目指す 手話言語条例　4月から施行

問合先　障がい福祉課　☎674・7164　FAX674・7188

市は、手話やろう者への理解と手話の普及促進のため、4月1日に「手話言語条例」を施行します。同条例は、手話を言語として位置付け、手話によるコミュニケーションの普及を図ることで、市民が互いに尊重し合いながら、共生できる地域社会を目指し、制定されました。

手話は、手や顔の表情、体の動きを使って言葉を伝える「目で見る言語」です。聞こえない、聞こえにくい人たちにとって、他者との意思疎通を図る上で、大事なコミュニケーション手段の一つです。

より手話が使いやすい環境へ

手話が普及し、多くの人が理解することで、手話を利用しやすい環境がつくられていきます。

市では手話講座を開催しているほか、府では手話通訳者養成講座などを開催しています。市民の皆さんも、手話への理解を深めるために、ぜひ気軽にご参加ください。開催日は随時本誌に掲載します。

また、学校では、小学生用に作成したパンフレットを活用するなど、子どもの頃から手話に慣れ親しむことができるよう取り組んでいきます。

「ありがとう」の手話

右手の小指側で左手の甲を軽くたたいて上にあげます

手話通訳者を紹介 事業者の取り組みを支援

手話やろう者への理解を促進するためには、市民をはじめ、事業者などの協力も必要です。

例えば、事業者が講演会やイベントを開催する際に手話通訳者をつけるよう努めることで、聴覚障がい者も参加できるようになります。市では、手話通訳者の紹介を行っていますので、地域や会社などで、手話の普及に関する取り組みをしたい場合などは、障がい福祉課へご相談ください。

02 合葬式墓地の使用者を募集

問合先　斎園課　☎674・7192

4月から随時受け付け

市は、合葬式墓地の使用の受け付けを、今までは期間を定めて行っていましたが、4月からは左欄のとおり随時募集します。

合葬式墓地とは個別に墓石を立てるお墓とは違い、複数の焼骨を合同で埋蔵するお墓です。市で管理を行うため、お墓の管理や承継をする必要がありません。また、生前の申し込みも可能です。

合葬式墓地は、公園墓地第3区内に位置し、1万体の焼骨をまとめて埋蔵できる「合葬室」と、期間を定めて個別に保管する「個別保管室」があります。合葬室と個別保管室は立ち入ることはできません。墓参は共同の墓参スペースである献花台で行っていただけます。

資格…次のいずれかに該当する人。親族（※1）の焼骨やほかの墓地・納骨堂から改葬した焼骨を持つ市民▷自身の死後の焼骨を合葬式墓地に埋蔵するために生前予約を行う市民　など

※1．6親等以内の血族、配偶者、3親等内の姻族の関係にある人

申請に必要なもの…申請書（※2）▷誓約書▷申請者の住民票▷戸籍謄本など（改葬と生前予約の場合不要）▷火葬許可証または改葬許可証の原本（公園墓地からの改葬と生前予約の場合不要）▷印鑑

申請方法…4月1日㈬から申請に必要なものを持って直接、斎園課（⑰番窓口）へ

※2．申請書などは同課、公園墓地管理事務所で配布

使用料（1体につき）

区　分	金　額（税抜）	
	市民	その他
合葬だけ	50,000円	75,000円
10年間個別保管後合葬	100,000円	150,000円
20年間個別保管後合葬	150,000円	225,000円
記名板	50,000円	75,000円

※金額は申請者が「市民」か「その他」かで決まります

03 高槻島本夜間休日応急診療所 急な病気やけがに対応

問合先　健康医療政策課　☎674・7194

高槻島本夜間休日応急診療所は、夜間や休日の急な病気やけがなどの軽傷患者への診療を実施しています。同診療所の春の連休中の診療体制は左下表のとおりです。なお、受診後はあらためて近隣の診療所・病院にかかってください。

切れ目ない小児救急医療を提供

同診療所では大阪医科大学や地域の開業医などの医師が交代で診療にあたっています。

特に小児科は、入院が必要になった場合には協力病院と連携するなど、切れ目ない医療の提供に取り組んでいます。また、患者が多くなる午後9時から午前0時には、医師を2人体制にし、より円滑に受診できるよう努めています。

子どもが夜間や休日に急に高熱を出したり、激しいお吐などをした場合は、同診療所を受診してください。

救急電話相談窓口

突然の病気やけがなどで困ったら、下記電話相談をご利用ください。

府小児救急電話相談
電話番号…#8000または、06・6765・3650
利用時間…午後8時～翌午前8時（365日）

救急安心センターおおさか
電話番号…#7119または、06・6582・7119
利用時間…24時間365日

春の連休中の日程

日　程	診療時間	診療科目	
		内科・小児科・外科	歯科
4月29日㈷	午前10時～正午、午後2時～5時	○	○
	午後7時～翌午前7時		—
4月30日㈭ 5月1日㈮	午後9時～翌午前7時	○	—
5月2日㈯	午後3時～翌午前7時	○	—
5月3日㈷ ～6日㈭	午前10時～正午、午後2時～5時	○	○
	午後7時～翌午前7時		—

※受け付けは各診療時間の開始30分前から終了30分前まで
※義歯修理など技工が必要な処置は行いません
※状況により受け付けと診療の順番が変わることがあります

04 昭和37年4月2日～47年4月1日生まれの男性に 風しん予防接種の無料クーポン券送付

問合先　保健予防課　☎661・9332

昭和47年4月2日～54年4月1日生まれのうち抗体検査未受診の男性には再送

風しんの感染拡大防止のために、成人男性は風しんの抗体検査、予防接種を受けましょう。市は令和元年度から3年間、昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性を対象に風しんの定期予防接種を実施しています。

まずは風しんの抗体検査を受けて、検査の結果、免疫がなかった人は、予防接種を受けてください。

市は、昭和37年4月2日～47年4月1日生まれの男性に対し、無料で抗体検査などを受けられるクーポン券を4月中に届くよう順次発送します。

また、昨年クーポン券を送付した男性のうち、抗体検査をまだ受けていない人に対し、5月中に再度クーポン券を送付します。なお、クーポン券が再度届くまでの間は、昨年度送付したクーポン券を使用することも可能です。

無料の抗体検査・予防接種概要

対象…市内在住の昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性
必要なもの…クーポン券▷本人確認書類▷平成26年4月以降の陰性の抗体検査結果（予防接種の場合だけ）
検査・接種方法…市ホームページなどでお知らせしている実施医療機関一覧表を確認し、予約